

1 議案名 徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正について

2 提案理由 徳島県立高等学校通信制課程の入学願書の様式を、徳島県立高等学校全日制課程及び定時制課程と同様に、徳島県教育委員会が別に定めることとするため、所要の改正を行う必要がある。

3 関係法令

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）

条例等立案表

題名	徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則		
	課(室)名	教育創生課	
	担当者名	住友良行	
	電話番号	三一一一〇	
改正理由	<p>徳島県立高等学校通信制課程の入学願書の様式を、徳島県立高等学校全日制課程及び定時制課程と同様に、徳島県教育委員会が別に定めるところとするため、所要の改正を行う必要がある。</p>		
あらまし	<p>一 徳島県立高等学校通信制課程の入学願書の様式を、徳島県教育委員会が別に定めるところとした。</p> <p>二 別記様式を削るところとした。</p> <p>三 その他所要の改正を行うこととした。</p> <p>四 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>		
予算上の措置			
関係法規	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</p> <p>高等学校通信教育規程（昭和二十七年文部省令第二十一号）</p>		
法令審査会	要	考	
	・ 否	備	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

徳島県教育委員会教育長 美馬持仁

徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

徳島県立高等学校通信教育規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別記様式の」を「徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める様式による」に改め、同条第二項中「様式の」を「様式による」に改める。

第十七条第一項中「徳島県教育委員会（第二項において「委員会」という。）」を「委員会」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県立高等学校通信教育規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧対照表

改 正 案

現 行

(出願手続)

第十二条 入学を志望する者は、徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める様式による願書に、出身学校の修了又は卒業証明書を添え、実施校の校長に提出しなければならない。

2 定時制の課程に在学する者で、通信教育の併修を希望する者は、前項の様式による願書に在籍高等学校の在学証明書を添え、在籍の高等学校長を経由して、実施校の校長に提出しなければならない。

(協力校及び連絡指導者)

第十七条 委員会

は、実施校以外の高等学校を協力校として指定することができる。

2 4 (略)

(出願手続)

第十二条 入学を志望する者は、別記様式の願書に、出身学校の修了又は卒業証明書を添え、実施校の校長に提出しなければならない。

2 定時制の課程に在学する者で、通信教育の併修を希望する者は、前項の様式の願書に在籍高等学校の在学証明書を添え、在籍の高等学校長を経由して、実施校の校長に提出しなければならない。

(協力校及び連絡指導者)

第十七条 徳島県教育委員会（第三項において「委員会」という。）は、実施校以外の高等学校を協力校として指定することができる。

2 4 (略)

(削除)

別記様式（第十二条関係）

入 学 願 書					
年 月 日					
徳島県立 高等学校長 殿					
本人氏名 印					
私は、貴校通信制課程 科に入学したいから、許可くださるようお願いします。					
本 人	ふりがな 氏 名	現 住 所	市 郡 町 村	年 月 日	中学校卒業見込・卒業 義務教育学校卒業見込・卒業 中等教育学校の前期課程修了見込・修了 高等學校 在学中・中退
	最終出身 学 校	電話番号			
保 護 者 親 類	ふりがな 姓 名	現 住 所	市 郡 町 村	年 月 日	中学校卒業見込・卒業 義務教育学校卒業見込・卒業 中等教育学校の前期課程修了見込・修了 高等學校 在学中・中退
	被 任 所	職 業			

(注) 20歳以上の者は、保護者欄の記入を要しない。

徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正について

教育創生課

1 改正の理由

徳島県立高等学校通信制課程の入学願書の様式を、徳島県立高等学校全日制課程及び定時制課程と同様に、徳島県教育委員会が別に定めることとするため、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

- (1) 徳島県立高等学校通信制課程の入学願書の様式を、徳島県教育委員会が別に定めることとした。
- (2) (1)に伴い、別記様式を削るとともに、文言の整理を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。